

高知県高須浄化センター太陽光発電設備導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県高須浄化センター太陽光発電設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 補助金は、PPA (Power Purchase Agreement(電力販売契約) 施設所有者が提供する敷地等に第三者（発電事業者）が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ販売する仕組みをいう。以下同じ。）方式により、太陽光発電設備等を高須浄化センター（以下「センター」という。）に設置し、発電した電力をセンターに供給することにより温室効果ガスの排出を抑制するとともにセンターに係る維持管理費の削減に寄与することを目的に、次条に規定する補助対象事業に要する経費について予算の範囲内で交付する。

(補助対象事業及び補助要件)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助要件は、別表1に定めるとおりとする。

(補助事業者)

第4条 高知県高須浄化センター太陽光発電設備導入事業公募型プロポーザルに参加し、契約候補者として選定された事業者（以下「補助事業者」という。）を本補助金の交付対象者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。

2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただ

し、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 補助事業者は、県税の滞納がないことを証する書類等関係書類、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと等の誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務者でない場合にあっては、その旨の申立書を提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合には、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者が別表3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、第1項の規定による通知に際して、必要な条件を付すことができる。
- 4 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後において、工事着手から完了までの間に工事の施工状況について、知事の確認を受けなければならない。この場合において、知事が指定する日までに、設計書等の工事内容及び導入する設備の詳細が分かる資料を提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準ずること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第16条第1項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳及びその他必要な関係書類を保管すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第3条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図ること。
- (6) 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定若しくは

これらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。

- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第3号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (2) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の規定により事業変更承認申請書の提出があったとき又は前項の規定により事業中止(廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第5号様式による補助事業の事業変更等承認(不承認)通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の2月15日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に別記第8号様式

による確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第 12 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 13 条 知事は、次に掲げるいずれかの事項に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、第 11 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第 1 項の規定に基づく取消しをしたときには、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(状況報告)

第 15 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、補助対象事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(財産の処分の制限等)

第 16 条 補助事業者は、財産取得等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	内 容
補助対象事業	PPA方式により、センターへ太陽光発電設備等を設置する事業とする。 ただし、当該設備で発電した電力は、センターにおいて消費することとする。
補助要件	次に掲げる要件を全て満たすもの。 （1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年11月13日環地域事発第2411133号）別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 （2）商用化され、導入実績があること。 （3）中古設備でないこと。 （4）補助金相当額がセンターの電気料金から控除されるものであること。

別表2（第5条関係）

補助率等	補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）。 なお、上限額は、110百万円とする。			
補助対象経費	区 分	費 目	細 分	内 容
	工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
			労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省とが協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）	

			<p>②水道、光熱及び電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）</p>
	(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理及び安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>

別表3（第7条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。